

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払等)

(1) 一般口

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合（会）所定の払戻請求書を使用してください。
- ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(2) 専用約束手形口

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のために呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- ② 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、当組合（会）所定の請求手続をしてください。

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合（会）に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合（会）に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～32. (省略)

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払(追加))

(1) 一般口

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手(追加)を使用してください。
(追加)

(2) 専用約束手形口

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のために呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- ② 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、当組合（会）所定の請求手続をしてください。

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、(追加)または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合（会）に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合（会）に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～32. (省略)

普通貯金規定

1. ～8. (省略)

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第11条により補てんを請求することができます。

10. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合（会）所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。ＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合（会）所定の方法により確認した場合、その他当組合（会）所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合（会）ＪＡネットバンク利用規定、ＪＡバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合（会）の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

普通貯金規定

1. ～8. (省略)

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(新設)10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 9 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合（会）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1.2. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合（会）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1.1. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

1.3. (取引の制限等)

- (1) 当組合（会）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合（会）がマネー・ローンドリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンドリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合（会）が認める場合、当組合（会）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

1.4. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合（会）が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が**第12条**第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンドリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合（会）からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

1.2. (取引の制限等)

- (1) 当組合（会）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合（会）がマネー・ローンドリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンドリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合（会）が認める場合、当組合（会）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

1.3. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合（会）が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が**第11条**第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンドリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合（会）からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- （４）この貯金が、当組合（会）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- （５）前３項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

1.5.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1.6.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- （１）この貯金は、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- （４）この貯金が、当組合（会）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- （５）前３項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

1.4.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1.5.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- （１）この貯金は、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

（4）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.7.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合（会）が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

1.8.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

（4）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.6.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものや第19条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合（会）が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

1.7.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

1.9. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者等は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

1.8. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者等は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- （5）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

20.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- （3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合（会）はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合（会）の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合（会）は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- （4）未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- （5）一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- （6）第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

21.（規定の変更等）

- （1）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和7年4月1日現在)

- ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- （5）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- （3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合（会）はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合（会）の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合（会）は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- （4）未利用口座管理手数料の引落しは、第13条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- （5）一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- （6）第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

20.（規定の変更等）

- （1）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和6年4月1日現在)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～10. (省略)

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. ～22. (省略)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～10. (省略)

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. ～22. (省略)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～8. （省略）

9. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第11条により補てんを請求することができます。

10. （キャッシュカード）

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合（会）所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。ＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合（会）所定の方法により確認した場合、その他当組合（会）所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合（会）ＪＡネットバンク利用規定、ＪＡバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合（会）の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

11. （盗難通帳による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～8. （省略）

9. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（新設）10. （盗難通帳による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 9 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合（会）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
- B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1.2. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合（会）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
- B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1.1. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

1.3. (取引の制限等)

- (1) 当組合（会）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合（会）がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合（会）が認める場合、当組合（会）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

1.4. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合（会）が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が**第12条**第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合（会）からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

1.2. (取引の制限等)

- (1) 当組合（会）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合（会）がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合（会）が認める場合、当組合（会）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

1.3. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合（会）が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が**第11条**第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合（会）からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- （４）この貯金が、当組合（会）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- （５）前３項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

1.5.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1.6.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- （１）この貯金は、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- （４）この貯金が、当組合（会）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- （５）前３項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

1.4.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1.5.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- （１）この貯金は、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

（4）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.7.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合（会）が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

1.8.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

（4）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.6.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものや第19条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合（会）が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

1.7.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者等は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者等は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- （5）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

20.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- （3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合（会）はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合（会）の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合（会）は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- （4）未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- （5）一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- （6）第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

21.（規定の変更等）

- （1）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（令和7年4月1日現在）

- ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- （5）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- （3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合（会）はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合（会）の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合（会）は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- （4）未利用口座管理手数料の引落しは、第13条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- （5）一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- （6）第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

20.（規定の変更等）

- （1）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項および前記第13条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（令和6年4月1日現在）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. （総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～10. （省略）

11. （印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 （または暗証の届出がある場合には暗証） を届出の印鑑 （または暗証の届出がある場合には暗証） と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. ～22. （省略）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. （総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～10. （省略）

11. （印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 （追加） を届出の印鑑 （追加） と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. ～22. （省略）